

岐阜県暴力団排除条例

この条例は、暴力団の排除のために県民・事業者・自治体が行う具体的な取組を規定しています。

主 な 内 容

県・県警の取組

●県の事務・事業からの暴力団の排除

暴力団員又は暴力団などと密接な関係にある者を公共工事の入札などに参加させないよう措置を講じます。

●県の施設からの暴力団の排除

県の施設を暴力団の活動に使用させないなどの措置を講じます。

●住民運動等の支援

県民や事業者が行う暴力団事務所の撤去運動などの暴力団の排除活動に対し、情報の提供などの必要な支援を行います。

●警察による保護措置

暴力団の排除活動により暴力団から危害を加えられるおそれがあるときは、警察による保護措置を講じます。



暴力団事務所の規制

●暴力団事務所の開設・運営の禁止

学校・児童福祉施設・公民館・図書館・博物館などの青少年の育成に関係する施設の周囲200メートル以内の区域における暴力団事務所の開設・運営を禁止します。
※違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

●不動産の譲渡又は貸付けの際の措置

暴力団事務所となることを知って不動産を譲渡し又は貸付けることを禁止します。それらの代理・媒介行為も禁止します。
※違反者には、勧告・公表の措置

事業者に対する規制

●暴力団員への利益の供与の禁止

事業者が
①暴力団の利用目的で行う利益の供与
②暴力団活動の助長等となる利益の供与
を禁止します。

＜具体例＞

- ・用心棒代、みかじめ料などの支払い
- ・暴力団の会合のための会場提供など

※違反者には勧告・公表の措置

●契約時の県措置

契約時に相手方が暴力団員ではないことを確認すること、契約書面に当該契約が暴力団活動を助長することが判明した場合は契約を解除する旨の暴力団排除条項を導入する努力が求められます。

青少年の健全育成

●青少年に対する指導

保護者、雇用者、教育関係者、警察官等は、青少年が暴力団に加入しないよう、地域や職域において、指導などの必要な措置を講じます。

特定接客業者に対する規制

●暴力団排除特別強化地域における利益供与等の禁止

県内の4地域「柳ヶ瀬・玉宮地区」「金津園地区」「大垣駅南地区」「高山駅東地区」において、特定接客業者が、営業に関し、
①暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
②暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をすること
③暴力団員に対し、その営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をすること
等が該当します。

※違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

～ 基本理念 ～

暴力団を恐れない・資金を提供しない・利用しない・交際しない
岐阜県警察

Q & A



Q 1 暴力団排除条例の目的は何ですか。

暴力団勢力は、暴力団排除気運の高まりや警察の取締りにより、社会から孤立しつつありますが、その一方で、組織実態を隠蔽し、合法的な企業活動を装って一般社会へ進出するなど、巧妙な資金獲得活動により勢力を維持しており、県民の健全な事業活動や青少年の健全育成など県民の生活に著しく悪影響を及ぼしています。

暴力団排除条例は、暴力団の排除に関する施策を総合的に規定し、県民が一体となって「社会対暴力団」という認識を持ち、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活と社会経済活動の健全な発展を確保することを目的としています。

Q 2 暴力団排除に向けて、事業者は何をすべきですか。

暴力団排除活動に重要なことの一つは、暴力団に対して資金を提供しないことです。

しかし、一部の悪質な事業者は、暴力団の威力を利用したり、その利用により暴力団への資金の提供を行うなどしており、この資金提供が暴力団の活動を支えているのです。

このため事業者は、その行う事業の社会的責任の重さを考え、暴力団との関係遮断を確実に図るため、暴力団排除条例に規定する事項全部について遵守していただくと共に、特に、各種契約等においては、暴力団排除条項を明記した契約書に基づき、暴力団員と事業契約を締結しないことをお願いします。

特に不動産業については、不動産取引契約時の契約書に、契約の相手方が「その不動産について暴力団事務所として使用しない」ことなどを明記した「暴力団排除条項」を整備してください。

併せて、暴力追放推進センターや警察が推進する暴力団排除活動にもご協力をお願いします。

Q 3 暴力団排除特別強化地域とはどういう地域ですか。

規制の対象となる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗店及び食品衛生法に基づく飲食店が集中している地区で、過去の検挙事例や中止命令の発出状況、暴力団事務所の所在地等を踏まえ、県民の自由な経済活動の妨げとならないよう範囲を限定して選定しています。

特別強化地域は、暴力団の排除を徹底し、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを推進することが特に必要な地域であり、暴力団を排除している地域としてアピールすることで、誰もが安全に安心して飲食等できる繁華街であることの印象を与えることが可能な地域です。

Q 4 暴力団排除条例に違反するとどうなりますか。

暴力団事務所の開設・運営の禁止違反（第14条）及び暴力団排除特別強化地域内の禁止行為違反（第24条、第25条）は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

ただし、特定接客業者の禁止行為違反（第24条）に関しては、特定接客業者に自首減免規定が設けられており、自ら申告することで、刑の減免措置が受けられます。

その他の違反には、第20条の規定に基づき、公安委員会が、必要な限度において関係者に対して必要な措置を講ずるように勧告します。さらに、正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだり、勧告に従わない場合は、その関係者の氏名や事業者名などを公表することになります。